

東濃白川流域の近世における村落と家の展開について(2)

—— 近世中期以降の家と女性 ——

杉本嘉八

The Development of Villages and Families along the Basin of the Tono-Shira River in the Early Modern Period (2)

— The Families and Women since the Middle Part of the Early Modern Period —

Kahachi SUGIMOTO

はじめに (目的)

上記表題の(1)は紀要36号で報告したように白川流域の越原村, 神土村, 柏本5ヶ村を対象として近世初頭の村落構造と宝永2年(1705)「相地御改帳」により近世中期に至る分地, 分家により創出された地親, 本家と相地百姓により構成された村落構造を考察したのであるが, 本稿においては近世中期以降の家の展開と宗門人別改帳を主史料として, 家数, 人数, 家族数(世帯数), 家族形態, 家格と相続を考察し, とくに近世女性史の観点から夫婦の結婚年齢, 夫婦年齢差, 妻の初生児出産年齢, 出産児数, 不縁, 離縁と女子相続人等女性のライフサイクルをみることによって近世農村の家と女性の関連を考察することを目的とする。

苗木藩の宗門人数改帳の性格

近世の戸口, 家族構成等を記した史料に人別改帳と宗門改帳の二系統が存在することは周知の如くである。人別改帳は家数・人数または牛馬等を把握するために作成され, 農民の夫役収奪を目的としたもので, 概して近世初期に多い。宗門改帳はキリシタン禁制の意図のもとに始まったもので寛永末年の宗門改め, 寛文4年(1640)の宗旨取締りを契機として同10年の幕法に基づき同11年(1671)より全国的に宗門改帳が作成された。¹⁾近世中期になると人別改帳と宗門改帳の両目的を満たすような宗門人別改帳といったものが一般的にみられるようになった。苗木藩で宗門改帳が作成された時期は明らかでないが, 現存史料では越原村の元禄9年(1696)「宗旨人数之帳」を最古とし, 以後表題は変わるが文久2年(1862)まで167年間72冊が残されている。同村のものは家数, 人数を家毎に記載し宗門人別改帳の系統に属するが, 天領等に多い持高や牛馬数を記載したものでないため, 家の村落内における階層区分, 家族構成と持高の関係を考察できない制約がある。

宗門改帳には現住戸口の把握か他出した出稼ぎ人等を含めて記載した本籍地主主義によるものかの問題がある。前者は住民台帳に相当し後者は本籍地の戸籍簿に相当する。幕府の方針は現住地主主義であったが藩領, 旗本領では必ずしもこの方針によったものではなく, また速水融氏の調査した美濃国西条村²⁾の如く現住地主主義を採りながら持高, 家畜, 出稼中の家族, 婚姻による他出等を含めて記載し本籍地戸口の性格をも併せもつものもある。苗木藩は宗門改帳を毎

年作製し、二月宗門奉行が各村を廻り、享保13年(1738)2月の「宗門改廻触状」³⁾に宗門御改之節…随分無礼成体無之様ニ念入、御改之節折々惣人数ニ気ヲ付可被申候。万一当(日脱)病人有之候は早速御断申候様ニ可被致候(下略)(名古屋女子大学蔵)…尤改之日、庄屋、与頭、其五人与出合遂詮議、人数不残集メ置可申候(下略)享和3年1月(神土邦好家蔵)

のように役人廻村の際は在村の者は残らず出頭して吟味を受けているので、現住戸口の調査に徹し、宗門改帳は現住戸口を反映したものであるといえる。

家数と家族数(世帯数)の問題点

白川流域の宗門改帳は越原村の外に、神土村の文化3年(1806)より明治2年(1869)に至る64年50冊⁴⁾と柏本5ヶ村の安政4年(1857)より明治4年に至る6冊と同年の戸籍帳⁵⁾が残るが、年毎の宗門人数増減帳を欠くため、人口の流入出、出稼ぎ人口等の移動の把握が困難である。また同藩は家については家株制を採り、本家、脇家、門前家、水呑家及びそれぞれの家株、貸家、明家として算出し、明家であっても家数の中に入れていた。従って中期においては同帳記載の家と再生産単位としての家族(世帯)と一致するが、後期は分地制限令とともに分地、分家の余地がなくなり、独立世帯として生計を営んだ家族も同帳では寄合組、五人組預り、あるいは他家に帳内として附籍して同帳記載の家と事実上の世帯とはズレを生じた。

例えば……五人与半蔵組下平御百姓和吉儀、病身二付御百姓モ相勤不申候 此度無拠和吉壺軒分組中へ御預ケ可被下候……依て宗門之儀ハ寄合組之内へ書入可被下候……(文化8年2月、神土村、邦好家蔵)の如く年貢、懸り物は組中より負担するので宗門改帳では一軒として認められず、寄合組の中へまとめて記載された。その事は表1～3でみるように近世末の同帳で越原村の文久2年(1862)家数156軒、明治4年の戸籍法に拠つたとみられる同5年(1872)明細帳の189軒と33軒の差、同様のことは神土村で明治2年163軒、同5年208軒、その差45軒の如く宗門改帳の家数を生計を共にした世帯数とみることは困難で、同帳の家毎の記載内容を検討し寄合組、先地主、帳内等を家族との続柄により世帯別に分割して家族形態をみたのが表4である。

表1 近世中期以降の家数・人数の推移(越原村)

年号	西暦	家数	うち 明家を		内訳(家格による家数)				人数	元禄9年を基準人数の延率	組数
			明家	除く家数	本家	脇屋	夜守屋	無高水呑			
元禄9	1696	48		48	37	11			284	100.0	4
宝永4	1707	64		64	54	10			367	129.2	4
正徳3	1713	65		65	54	11			381	134.1	4
享保4	1719	66		66	55	11			416	146.5	4
享保18	1733	90		90	80	10			530	186.6	4
寛保4	1744	95		95	84	11			498	175.4	3
宝暦5	1755	100		100	88	10	1	1	603	212.3	5
明和7	1770	112	10	102	86	9	6	1	707	248.9	5
天明2	1782	120	11	109	90	10	9		719	253.2	5
寛政8	1796	132	20	112	88	9	15		714	251.4	5
文化4	1807	134	14	120	96	6	18		784	276.1	5
文化14	1817	135	11	124	97	3	24		880	309.9	5
天保4	1833	144	10	134	95	3	29	5	945	332.8	5
天保14	1843	148	15	133	96	6	24	7	916	322.5	5
弘化5	1848	151	15	136	97	7	25	7	971	341.9	6
安政3	1856	163	7	156	111	8	21	16	1,006	354.2	6
文久2	1862	166	10	156	99	10	24	23	1,032	363.4	6
明治5	1872	189							1,038	365.5	

表2 家数・人数の推移(神土村)

	西暦	家数	内訳(家格による家数)				人数	享保6を基準
			本家	脇屋	門前屋	水呑家		
寛文12	1672	90						
元禄9	1696	115						
宝永2	1705	118						
享保6	1721						802	100.0
享保17	1732	132					829	103.3
寛政8	1796	161					1,017	126.8
文化3	1806	156	129	16	1	10	997	124.3
文化9	1812	161	129	13	1	18		
文政2	1819	160	130	10	1	19	1,109	138.3
天保4	1833						1,071	133.5
天保15	1844	162	136	14	1	11	1,097	136.8
安政4	1857						1,190	148.4
明治2	1869	163	137	15	1	10	1,194	148.9
明治5	1872	208					1,267	157.9

表3 家数・人数の推移 (柏木5ヶ村)

	西暦	家数	内訳 (家格による家数)				人数
			本家	脇屋	水呑家	寄合組	
宝永2	1705	82					
元文4	1739	81					
天明3	1783	79					
嘉永5	1852	85	77	2	1	その他5	
安政4	1857	102	77	2	1	22	636
安政7	1860	100	77	2	1	20	640
元治2	1865	101	77	2	1	21	621
明治4 4月	1871	103	75	1	1	無高26	652
明治4 11月	1871	108	76			借地25 借宅7	662
明治5	1872	105					639

表4 近世中期以降の家族形態の推移
越原村

	西暦	単婚		直系		複合		計	人数	家族平均人数
		数	%	数	%	数	%			
元禄9	1696	30	62.5	12	25.0	6	12.5	48	284 ^人	5.91 ^人
宝永8	1711	35	55.5	18	28.6	10	15.9	63	378	6.00
享保7	〃22	30	44.8	26	38.8	11	16.4	67	447	6.67
享保18	〃33	51	56.7	25	27.8	14	15.5	90	530	5.89
寛保4	〃44	50	52.6	37	39.0	8	8.4	95	498	5.24
宝暦4	〃55	46	46.2	32	32.0	22	22.0	100	603	6.03
明和7	〃70	42	40.0	47	45.0	15	14.4	104	707	6.80
天明7	〃82	43	38.0	56	49.6	14	12.4	113	719	6.36
寛政8	〃96	50	42.4	58	49.2	10	8.4	118	714	6.05
文化4	1807	38	30.4	76	60.8	11	8.8	125	784	6.27
文化14	〃17	34	26.8	82	64.5	11	8.7	127	880	6.93
天保4	〃33	37	27.4	87	64.4	11	8.2	135	945	7.00
天保14	〃43	52	36.0	80	55.0	13	9.0	145	916	6.32
嘉永6	〃53	45	29.0	98	64.0	11	7.0	154	1,028	6.68
安政5	〃58	54	34.0	92	57.9	13	8.1	159	1,019	6.41
文久2	〃62	58	35.0	92	56.0	15	9.0	165	1,032	6.25

神土村

文化3	1806	91	45.0	105	52.0	5	3.0	201	997 ^人	4.96 ^人
文政2	1809	71	38.0	108	58.0	7	4.0	186	1,109	5.96
天保15	1844	73	40.0	98	54.0	10	6.0	181	1,097	6.06
明治2	1869	76	39.0	105	54.0	13	7.0	194	1,185	6.10

柏本5か村

安政4	1857	49	48.0	43	42.0	10	10.0	102	636	6.23
元治2	1865	37	37.0	54	55.0	8	8.0	99	640	6.46
明治4	1871	35	33.0	64	60.0	8	7.0	107	662	6.18

人数、家数の推移

越原村の人数は(表1)元禄9年より文久2年まで167年間で748人の増、伸び率は3.63倍、減少をみたのは享保～寛保年間と天明～寛政年間と天保年間である。享保の飢饉で飢人が増えた事情、天明年間も長雨で凶作、天然痘流行の影響、天保年間も天候不順、霖雨、暴風雨、天然痘流行など飢饉と流行病によるものである。神土村は享保6年(1721)の「神土村惣人数之事」の802人より明治2年(1869)の宗門改帳の1,194人まで148年間に1.57倍の伸びで越原村に比し漸増の形態である。越原村は白川の上流大明神川に沿い新田開発が進み新家の設立が増えたため、寛延3年(1750)新田開発地区に大明神組、宝暦4年(1754)大明神組を分割して黒淵、大明神2組に分割、天保15年(1844)新田地区にも組頭が置かれた。黒淵地区の開発は寛文5年(1665)とされるが、大明神地区は同所の子安大明神について(「越原村神社仏閣書上」⁶⁾安永4年8月21日)勧請之義ハ新田開発之者共、享保七丑年一寸之建立致始メ是も古説有候ニ付、松の枝又ニ鱈口入込居申由申伝ニて祝ひ申候 享保十一丙午年十一月八日篤と建立仕候…今新田之者

共は享保始ニ発し入申候 (下略)

とあって黒淵より更に享保ごろには上流の大明神へと入植して戸口を増やしていった。神土村は新田地区に開発の余地を残すのみで越原村の如く上流に向い開発する余地は少なかった。柏本5ヶ村は中期の人数は明らかでないが、家数と照合し近世末の状況をもみても停滞現象がみられる。白川流域では中期には開発し尽くされた柏本5ヶ村の停滞型、神土村の漸増型、中期以降も開発の進んだ越原村の人口増型の3類型をみることができる。関山直太郎氏もいうように⁷⁾ 近世人口は初期から中期の元禄期まで耕地開発とともに戸口が増加し、中期以降は停滞したというのが全国的傾向とされているが、白川流域では開発の度合により上述の3類型がみられる。

家数は越原村では表1の如く元禄9年48軒、宝暦5年100軒と倍増したのは分家による家数増で分家が制限された明和以降は明家の数も漸増し家数も余り増加しない。文化以降の増加は本家の微増と夜守屋、水呑家の増加によるものである。脇家は相地改帳にみる合地で本家(地親)から土地の分与を受け地親に年貢を分担する分家である。脇家数がほぼ一定あるいは減少をみるのは分家の余地がなくなったことと、脇家が新家に独立した事情によるものである。神土村で文化4年(1807)脇家八十太郎、同定蔵ら5人が年貢を引分け新家株取立を願っている。相地改帳には家格にさらに仕切家—1軒の家を仕切って住む家、小脇之者一定納高すなわち田畑を持たず地親の田畑の一部を小作する隷属性の強い家の区別が記されているが、宗門改帳では区別されて記されていない。また越原村では夜守屋があり、庄屋の「覚」(年号未詳)に磯右衛門が(夜守屋株ヲ奉願候、当時ハ山下ノ重吉買添新田之内ニ小屋掛仕、這入居しのぎ作仕申候、追て右小屋掛之古道具ヲ以建直申度……酉ノ八月廿五日)と願出ているように小屋掛けの仮住居で山林労働等に従事した階層で定納米、口米のみ納め本百姓が負担した代米、小役米等の諸掛り物を納めない者で寛延4年(1751)以降累年増加した。

家族形態

宗門改帳の記載から後期に多い同一帳内の先地主、帳内、寄合組の如き別所帯の家族を続柄によって分離して実在に近付けたのが表4で、単婚家族(核家族)、直系家族、複合家族に分類した。単婚家族は①夫婦のみ②夫婦と未婚の子③は①と②と未婚の傍系家族、④片親(戸主)+未婚の子。直系家族は①両親と子夫婦、その子(孫)②片親+子夫婦、その子(孫)③未婚の戸主+親兄弟。複合家族は単婚あるいは直系家族+既婚の傍系家族によって分類した。⁸⁾

越原村では単婚家族が元禄~享保年間50~60%、宝暦~寛政年間40%、文化以降30%前後で次第に減少する。直系家族は元禄~享保年間20%台、寛保~寛政30~40%台、文化~文久50~60%台で年代の下るに従い増加し過半数を占めるに至る。複合家族は元禄~宝暦15%前後、寛政以降は10%を割るが依然として存在する。神土村は19世紀以降の状況を見る外はないが、単婚40%前後、直系50%台、複合3~7%である。柏本村も近世末の状況であるが、単婚は48%より33%に減少し、直系は42%より60%へ、複合は10%以内で、以上3地域を通観すると、単婚家族が減少する代わりに、直系家族は増え複合家族は漸減するが、末期においてもなお数%存在する。しかし単婚、直系家族を合すると、9割以上が血縁小家族形態で複合家族は次第に減少し、とくに隷属下人を含む複合家族形態は中期以降解消した。また家族形態と所有反別の関係を享保20年(1635)の越原村の例でみると⁹⁾ 表5の如くで単婚家族は所有反別が少なく1反台及びそれ以下で約半数を占める。直系家族は3反以上の階層で70%を越え、複合家族も3反以上が86%を占める。従って単婚家族は零細な田畑と小作と山仕事等で生計を維持した零細

農といえる。

表5 家族形態と所有反別の関係
享保20年(1635) 越原村

所有反別	単婚家族	直系	複合	計
1町以上		1	1	2
~8反		1		1
~7反	1			1
6		1		1
5	3	2	3	8
4	6	6	4	16
3	8	7	4	19
2	9	4		13
1	14	2		16
1反以下	1			1
なし	9	1	2	12
計	51	25	14	90

註 田畑屋敷反歩寄帳による。
ただし、「なし」は家数から寄帳に登録されない家を挙げた。

表6 家族内における厄介者の状況
(越原村)

筆頭人との関係	寛政13	天保9	安政5	計
伯父	6	10	17	33
伯母	2	3	4	9
後家	1		2	3
兄	1	2	4	7
弟	12	18	12	42
姉	3	2	7	12
妹	3		4	7
甥		5	2	7
姪		6	4	10
帳内		1		1
計	28	47	56	131

註 弟・妹は31歳を超えるもの。

この地域を家族形態から先進地域型か後進地域型に属するか規定するのは困難であるが、¹⁰⁾畿内先進型の如く単婚小家族を中心とした地域とみることも困難で、また東北のように抱、下人をもつ複合家族の多い後進地型とする事も無理で、東濃の山村であるこの地域ではその中間地帯のタイプとすることが妥当ではないか。

またこの地域での家族構成の特徴は家族内における厄介者の存在と養子婿、相続養子以外の養い子、養娘、養弟妹の存在である。厄介者は厄介ともいわれ¹¹⁾ 当主の家に同居する伯叔父母や31歳を超える独身の兄弟姉妹及び甥、姪等の存在である。表6に越原村の例を挙げたが、単婚

・直系家族内の厄介の数であるが、時代を下るに従い増加し、またなかでも伯叔父母や弟姉が極めて多い。これら傍系親族は分家及び相続人以外の婚姻が次第に困難となって独立世帯が持てなくなって当主の家に同居して扶養を受け、当主の家の労働に従事せざるを得なくなった事情をみることができる。平均家族数も5~6人で末期には7人に近い平均家族数となっており、年と共に家族数が増えて厄介者の存在もその一因となっている。

婿養子、相続養子以外の養い子、養娘、養弟妹の状況は表7で示したが、これらは家に後嗣となるべき子が居ても家に入れたもので、時代の下るとともに増加している。¹²⁾ 文久3年(1863)

表7 養子婿・相続養子以外の
養い子・養娘・養弟・養妹の状況

年号	西暦	養子	養娘	養弟	養妹	養姉	計
享保11	1726	1					1
寛保4	1744		1				1
宝暦5	1755	2	1				3
明和7	1770	3	5				8
天明2	1782	6	8				14
寛政8	1796	6	8	4	2		20
文化10	1813	2	7	4	2		15
天保4	1833	5	3	11	8		27
天保14	1843	5	9	12	16		42
安政5	1858	6	7	11	16	2	42

当村新七男子六之助と申者、当年五歳……今般其御村五人頭権平組下為三郎養子ニ差遣候上ハ、此方少も構ひ無御座候、自今諸事御村法通御支配可被成候(下略)¹³⁾

の如く加子母村から越原村へ5歳で養子に遣わされた。年齢は5歳から12.3歳までが多く養家先で働き、養家先から嫁や婿に縁付かせた場合もあるが、戸主が替わっても養弟、養妹として長く留まっている場合もあり、また寛政7年(1795)神土村から黒川村にやった養子藤助が16歳で実家に戻された例¹⁴⁾もあるが、当時あつては数歳になると子守、田んぼ仕

表8 越原村における相続関係

相続人の戸主との続柄	長男		二男	三男	養兄	兄→弟	弟→兄	甥	子→父	養子	奉公人	その他	不明	計
	実年数	(%)												
1696(元禄9)－1706(宝永3)	11	6(75)								1	1			8
1707(宝永4)－1718(享保3)	12	21(88)				1				2				24
1719(享保4)－1729(享保14)	11	12(86)	1			1				1				14
1730(享保15)－1739(元文4)	10	24(92)	1			1								26
1740(元文5)－1749(寛延2)	10	20(63)	2	2		3				5				32
1750(寛延3)－1760(宝暦10)	11	16(64)	1	1		1		1		3			2	25
1761(宝暦3)－1772(安永1)	12	16(53)	2			1				8			3	30
1773(安永2)－1781(天明1)	9	17(61)	3			3		1		3			1	28
1782(天明2)－1795(寛政7)	14	37(71)	1			3				7		1(先地主と交代)	3	52
1796(寛政8)－1806(文化3)	11	27(54)	1			3				19				50
1807(文化4)－1816(文化13)	10	22(67)				1				10				33
1817(文化14)－1832(天保3)	16	38(66)	3			2				15				58
1833(天保4)－1842(天保13)	10	22(51)	1		1	6	1			9		2(先地主・横内に交代)	1	43
1843(天保14)－1852(嘉永5)	10	28(62)			1	5		1		8		1(孫へ)	1	45
1853(嘉永6)－1862(文久2)	10	24(57)				4			1	13				42
計		330	15	3	2	35	1	3	1	104	1	4	11	510
%		64.7				6.9				20.4				100

事、茶畑、家事従事など労働力として利用できたので一種の若年奉公人として労働力の補充にあてられたものである。従って厄介者の如き同居傍系親族や養い子、養娘の如き擬似家族が一家の農業経営や山林労働等に従事したので、当地域では後期には年季奉公人がほとんど見られない事情とも相関すると考えられる。

相続関係（男子相続人）について

家の相続関係で男子相続人の状況（女子は後述）を越原村の510件についてみると表8の如くであるが、近世中期の元禄～享保期は直系卑属の長子相続が80%をこえる。相続関係は継承家産すなわち所有田畑との関係を見るべきであるが、宗門改帳に持高記載のない苗木藩では困難である。しかし中期には長男を家産の継承者とすることが一般的であると考えていたとみられる。元文～安永期は60～50%、天明期は70%、寛政期以降は60～50%で全期間を通じて総平均は64.7%で長子相続が最も多い。それに対して中期の初めは少ないが次第に増加してくるのは兄から弟への相続と養子相続である。兄→弟への相続は兄夫婦がおりながら相続した場合と兄夫婦が他出して相続した場合がある。養子相続は全体で20%であるが、寛政8～文化3の如く38%に達した期間もある。養子相続は男子がなく娘に婿をとる婿養子の例が最も多いが、また夫婦に子供がなく夫婦養子に継がせた例、子が幼少のため養子に相続させた例も少なからずある。

二男、三男あるいは兄から弟へと相続した例は①長男家族が同居しながら二男が相続②養子夫婦が分家して三男が相続 ③弟が分家して長男から三男に相続④長男が一旦相続したが、三

男へ相続 ⑤兄が分家して弟が相続した例など種々のケースが見られるが、長男夫婦が同居しながら二男、三男が相続した例が意外に多い。末子相続は父が40歳位で働らき盛りで、長男を他出させ50歳を過ぎて老年に達した時、成年になった次、三男に家督を譲った方が家の再生産の上で効率的なため末子相続が行われたとするのが通例とされているが、¹⁵⁾が、家産が少ない場合、近世では長子相続、次、三男相続にあまり拘泥しなかった例も報告されており、¹⁶⁾この地域でも後期になると長子相続に拘泥されずに次、三男あるいは兄→弟への相続する例が出てきたのではあるまいか。この地域でも庄屋、組頭等村役人層の家産のある家は一般的に長子相続が多く、脇家、無高層に長子相続に拘泥しないことが多いことが以上の事を裏書している。弟→兄は1例のみであるが、これは兄が他所奉公して、帰ってきて弟に代わり相続した例であるが、越原村では他所奉公が少なかったため、このような相続例が稀であったと考えられる。

女性のライフサイクル

女性のライフサイクルとして夫婦の結婚年齢、年齢差、妻の初生児出産年齢、出産児数をみると、¹⁷⁾越原村の元禄9年(1696)よりほぼ50年毎のデータを

表9 女性のライフ・スタイル (越原村)

年号	西暦	対象夫婦数	年齢差			初生児のときの女の年齢	子供数	出生児数
			男が年上	女が年上	年齢差			
元禄9	1696	42	38 ^人	4 ^人	夫の年上平均6.26歳	24.73歳	107 ^人	2.68 ^人
延享3	1746	68	57	同年4年上7	8.26 ^人	22.98	160	3.01
寛政8	1796	77	68	9	7.79	20.01	228	3.50
弘化5	1848	95	82	同年4年上9	6.68	22.57	268	3.57

表10 完全夫婦のライフサイクル 寛政13(1801) 越原村

夫名・年齢	妻の年齢	年齢差	初生児のときの妻の年齢	子供の数		
				男	女	計
半平治54	47	7	16	1	2	3
半三郎48	48	9	23	2	2	4
政助47	43	4	24	5	1	6
伝次郎49	47	2	21	4	2	6
広助60	50	10	20	3	1	4
伊三郎56	56	2	25	2	3	5
藤三郎57	43	14	16	2	3	5
滋藏45	45	0	24	2	5	7
儀左エ門55	44	11	22	4	2	6
円次郎48	44	4	20	2	4	6
元七49	44	5	20	3	3	6
伝藏64	49	15	22	2	3	5
平均		6.9	21.08	2.6	2.6	5.25

天保9(1838) 越原村

長兵五46	42	4	27	1	2	3
宗十郎46	43	3	17	2	2	4
今右エ門56	46	10	22	2	1	3
弥与七56	49	7	25	2	1	3
助七44	42	2	21	4	3	7
金之助43	42	2	21	1	4	5
平右衛門48	41	7	21	4	1	5
広助67	60	7	21	2	1	3
由右衛門57	51	6	28	3	1	4
弥与藏57	54	3	24	3	1	4
小吉49	43	6	22	1	2	3
伴藏47	42	5	25	3	1	4
勇助55	49	6	21	2	3	5
市藏52	44	8	22	2	2	4
平均		5.35	22.57	2.3	1.8	4.1

文久2(1862) 越原村

夫名・年齢	妻の年齢	年齢差	初生児のときの妻の年齢	子供の数		
				男	女	計
五斗正英59	59	0	21	3	1	4
孫平58	44	14	12	3	2	5
増兵衛47	45	2	23	4	2	6
長平67	55	12	19	2	0	2
権平50	51	-1	23	1	2	3
清兵五58	52	6	20	2	2	4
礼助48	43	5	21	3	3	6
六三郎58	51	7	20	2	3	5
勝四郎45	45	0	20	1	3	4
森吉46	42	4	18	2	2	4
春作60	56	4	19	3	2	5
弥吉59	57	2	22	3	6	9
領助48	45	3	23	3	1	4
彦右衛門44	45	-1	20	5	3	8
惣六49	43	6	21	1	3	4
良作57	55	2	23	4	1	5
儀左衛門54	53	1	19	3	2	5
新右衛門67	58	9	24	4	3	7
吉兵衛47	45	2	23	2	1	3
平均		5.26	20.57	2.7	2.2	4.9

表11 女性のライフサイクル 柏本5ヶ村

明治4年(1871)			夫婦 年齢差	妻の初生児 時の年齢	出生児数			
夫の名	歳	妻の名			歳	男	女	計
額額皆平	49	とよ	45	2歳	20歳	2人	4人	6人
今井浅吉	59	ゆか	45	14	26	2	4	6
今井兼平	57	せい	56	1	27	2	3	5
田中皆平	42	しほ	48	-6 (妻年上)	16	2	3	5
古田徳十郎	53	えい	53	同年	20	7	2	9
栗木万七	62	いわ	53	9	23	2	3	5
栗木松右衛門	57	ゆう	51	6	28	1	3	4
安江政右衛門	56	こう	51	5	18	4	4	8
古田多吉	45	しゅん	45	同年	26	2	2	4
古田紋右衛門	68	てつ	54	14	29	2	1	3
古田安右衛門	65	ゆう	55	10	22	3	3	6
古田清十郎	69	るね	55	14	23	2	2	4
今井兼介	65	すみ	52	13	23	5	2	7
安江惣平エ	59	まく	44	15	27	2	2	4
安江幸兵エ	67	せい	54	13	20	2	2	4
安江藤右衛門	54	てい	48	6	22	4	1	5
今井泰介	55	ゆう	48	7	26	2	3	5
今井与助	61	妻	63	-2	29	4	2	6
今井岩吉	45	たけ	43	2	21	4	2	6
今井仙助	59	りう	49	10	21	0	4	4
平均				7.4歳	23.3歳	2.7人	2.6人	5.3人

みると(表9)妻が夫より年上のいわゆる姉さん女房も若干みられるが、大部分は夫が6~8歳年上で妻の初生児出産年齢は24~23歳, 20歳, 22歳と次第に若年齢化する。従って結婚年齢は夫は26~29歳, 妻は19~23歳で, なかには15歳で出産した例もある。戸主すなわち宗門改帳の筆頭人ほど結婚年齢は若く, 同居の次, 三男, 次, 三女ほど結婚年齢は高くなる。出産児数は3人前後で後期になるほど増えているが, 乳幼児での死亡数を考慮すると出産児数はこれよりふえる。完全夫婦¹⁸⁾すなわち妻が結婚してから最終産まで生理的に可能な45歳まで配偶関係を継続することができた夫婦についてみると, 越原村の寛政13年(1801)の12夫婦(妻の年齢を41歳まで引き下げた)天保9年(1838)の14夫婦, 文久2年(1862)の19夫婦の例を見ると(表10), 夫婦の年齢差6~5歳, 寛政期に比べ天保期は夫婦年齢差は縮まる。初生児出産年齢は寛政期は平均21.06歳, 天保期は22.5歳, 文久期は20.5歳で寛政期, 天保期に比べると若くなっている。子供数は5.25人, 4.1人, 4.9人となって平均数は4人~5人であるが, 7人-3例, 8人-1例, 9人-1例であるが, これも乳幼児での死亡, 成長後の他出等を考慮すれば出産数はこれを上廻ること

と考えられる。柏本5ヶ村の完全夫婦20例をみると¹⁹⁾表11の如くである。妻が年上の2例を除き, 夫が年上は平均7.4歳, 妻の初生児出産の平均年齢は23.35歳, 中には16歳, 18歳の例もある。子供数は平均5.3人で, これは越原村の場合に比し若干高い数字となっている。以上の諸例からみると, この地域では女子は早くて15.6歳で嫁ぎ, 平均で20~22歳, 夫は25~28歳で嫁を迎え, 出産児数は5人以上ということが出来る。結婚後不縁となり実家に戻った例, 婿養子を帰した例も越原村の場合, 貼紙によって知る外はないので僅か14例のみであるが, 実数はこれを上廻る不縁, 離縁があったものと考えられる。14例のうち妻の離縁は12例で, うち15~25歳が10例, 30歳以上2例で子供のない場合が多い。子供を残して実家に戻った例が2例, また養子を帰した例も2例みられる。

女子相続人について

近世において戸主の死亡, 隠居等により跡目を相続した相続関係について越原村の場合, ついで女子相続人関係について考察したい。男子相続は長子相続の例が支配的であり, ついで養子相続が多いが, 女子相続人の場合, いかなる場合に出現したか, 女子相続人の問題につき大

表12 女子相続人の状況 (越原村)

口勇次郎氏²⁰⁾は女性が当主(名前)となるのは(1)姉相続と呼ばれる地方的な慣行で第1子が女子の場合、弟より優先して家督を継ぎ、やがて迎える婿に譲るまでの名前となっていて、(2)当主の男性が死亡したとき、妻または娘が相続する場合を挙げている。当地域では後で考察するが(1)に相当する姉相続の慣行はみられない。後者については2説あり宮川満氏²¹⁾は近世後期になるほど女子が相続する機会が増加していることを指摘して江戸期を通じて女性の立場が向上したと評価する説と、女子相続はあくまで一時的なもので、男子が当主に復するまで家産を維持運用するための中継的な手段として行なわれるに過ぎなかったとする大藤修氏²²⁾等の説があり、後者の方が今日一般に通用している見解であるが、この地域の近世における実状はいかなるものであるかを考察したい。越原村の元禄9年(1696)より文久2年(1862)に至る間の女子相続人を宗門改帳より摘出すると表12の如く34例がみられる。女子が相続人(筆頭人)になった理由を見ると、夫に死別(後家)が23例(68%)が最も多い。ついで養子と不縁になり帰し相続人となったのが3例(8.31.34 - 番号は表の筆頭人名に冠した番号)で近世末期に多い。

分家独立2例(9.10)、譜代

筆頭人名	年齢	家格	筆頭人になった事由	筆頭人の期間	子弟の状況	相続人の後嗣(誰に相続)
1 あま母親	65	脇屋	不明	1696(元禄9) - 1703(元禄16)	7 単独	不明
2 みや	65	脇屋	夫に死別	1696(元禄9) - 1707(宝永4)	11 (娘のみ)	娘(36歳)
3 清之助女房	37	脇屋	夫に死別	1696(元禄9) - 1711(宝永8)	15 男3歳	男子(18歳)
4 やす	59		夫に死別	1698(元禄11) - 1709(宝永6)	11 男31	男子(42歳)
5 かま	43		譜代下女独立	1707(宝永4) - 1709(宝永6)	2 男11	男子(13)
6 なつ	54		夫に死別	1709(宝永6) - 1711(宝永8)	2 (娘のみ)	娘に養子(34)
7 すぎ	18	脇屋	兄が死別 奉公	1713(正徳3) - 1722(享保7)	9 なし	不明
8 きよ	35		養子を離別	1722(享保7) - 1736(享保21)	14 なし	不明
9 せうぶ	32		分家独立	1726(享保11) - 1755(宝暦5)	29 (娘のみ)	不明
10 こちよ	61	脇屋	分家独立	1733(享保18) - 1750(寛延3)	17 男24才	男(41)
11 甚右エ門後家	61		夫に死別	1740(元文5) - 1746(延享3)	6 孫6才	孫(13)
12 後家はな	48	脇屋	〃 死別	1744(寛保4) - 1761(宝暦11)	17 (娘のみ)	娘の養子(48才)
13 権八後家	37		〃 死別	1750(寛延3) - 1758(宝暦8)	8 弟16才	仁蔵(18才、続柄不明)
14 彦次郎後家	31		〃 死別	1798(宝暦8) - 1761(宝暦11)	3 男5才・4才	男子(8)
15 銀八郎後家	41		〃 死別	1755(宝暦8) - 1770(明和7)	15 なし	養娘に養子(37)
16 徳八郎後家	35		〃 死別	1768(明和5) - 1770(明和7)	2 男6才・2才	後家が再婚、夫(43)
17 なつ	37		父の隠居	1768(明和5) - 1770(明和7)	2 なし	父の養子(婦す)の娘に婿(32)をとって交代
18 甚右エ門後家	28		夫に死別	1768(明和5) - 1796(寛政8)	28 男6	男(34)
19 長次郎後家	44		〃 死別	1782(天明2) - 1801(寛政13)	19 男11父の子(35.32.28)	男(30)
20 半兵衛後家	27		〃 死別	1782(天明2) - 不明	なし	実家に戻る
21 仁九郎後家	58	脇屋	〃 死別	1782(天明2) - 1796(寛政8)	14 (娘のみ)	娘に養子(43)
22 留兵衛後家	50		〃 死別	1789(天明9) - 1801(寛政13)	12 夫の弟39.29才	文化4.他の家族の帳内に入ったため不明
23 利七後家	39		〃 死別	1789(天明9) - 1807(文化4)	18 男8才・6才	男(24)
24 伴次郎後家	40		〃 死別	1789(天明9) - 1796(寛政8)	7 男8才・5才	男(15)
25 甚八後家	36		〃 死別	1789(天明9) - 1796(寛政8)	7 男7	寛政8.他の家族の帳内に入ったため不明
26 藤蔵後家	39		〃 死別	1789(天明9) - 1796(寛政8)	7 男23.16 12.5.2	次男(23)
27 磯平後家	41		〃 死別	1813(文化10) - 1817(文化14)	4 男16.6.2	男(20)
28 惣助脇屋すえ	47	脇屋	〃 死別	1811(文化8) - 1817(文化14)	6 単独	再婚して夫(51)
29 兵吉後家	29		〃 死別	1833(天保4) - 1838(天保9)	5 弟13	再婚して夫(32)
30 徳蔵後家	35	夜守屋	〃 死別	1833(天保4) - 1838(天保9)	5 男19	再婚して夫(51)
31 みね	27		養子を帰す 不縁	1841(天保12) - 1843(天保14)	2 弟13.2	再婚して入れた養子(26)
32 後家らち	39		養子に死別	1843(天保14) - 1856(安政3)	15 弟23	弟(38)
33 母しげ	58	御被官	子の死亡、その妻を不縁	1853(嘉永6) - 1862(文久2)	9 男22	不明
34 むね	42		養子を離別	1856(安政3) - 1858(安政5)	2 男19 弟24	男(21)

註1. 筆頭人の年齢は筆頭人になった時の年齢

2. 33の御被官母しげは、筆頭人となって御被官休となる。

下女の独立1例(5), 養子と死別1例(32), 子が死亡し, そのため妻をも帰して母親が相続1例(33), 父の隠居に基づくもの1例(17), 兄が奉公に出たか死亡によるもの1例(7), 不明1例(1)となっている。分家独立は中期の享保年間にみられる例で, 後期には後家には分家が困難となり, みられなくなる。分家独立の場合は筆頭人である期間が29年, 17年と長いのが特徴である。下女譜代のかま(5)は宗門改帳では武兵衛の譜代下女であったが, (元禄9年, 11年, 16年)宝永2年(1705)の相地改帳では地親広助(定納米2石3斗余)の脇家となり, 「但シ九年以前より居申候, 古来より喜作と申者家御座候て如此ニ候」と記されている。後家が相続人になった理由の第2は夫に死別した場合, 後家の他に適当な後嗣がなかった場合が多い。娘のみか, 男子が10歳未満であることが多い。夫の弟がいても後嗣の対象とは余り考えられていない。しかし男子が31歳(4)11歳(5)24歳(10), 11歳(11), 23歳以下3人(26), 16歳(27), 19歳(30), 22歳(33), 19歳(34)の如く10歳をこえる男子がいる場合が9例ある。女子相続人の後嗣については, 倅に交代(2)したもの12件で最も多く, ついで後家が再婚して夫に譲ったもの5件, 娘に養子を迎え交代したもの4件, 娘に交代(2), 弟に譲って交代(32), 孫に譲ったもの(11), 父の養子の子(娘)に婿を迎えたもの(17), 実家に戻ったもの(20)などそれぞれ1件づつ5件, 不明8件計34件となっている。倅に譲つた外は後家が再婚して夫(入婿)に譲った例や娘に養子を迎えて筆頭人を交代したものがそれに次いでいる。養子娘の場合は養子を帰して更に養子を入れても暫くの間, 筆頭人を続けた例もある。また脇家, 夜守屋, 無高水呑層では継承すべき家産が少ないか, あるいはない場合は子供が成長しても, また娘に養子を迎えるまでの事情が存在して後家が相当期間筆頭人となって続いた傾向も見られる。その例として(3) - 15年, (10) - 17年, (12) - 17年, (30) - 5年を挙げる。倅に譲った場合も最低8歳で最も多いのが20歳前後で, 中には(18) - 34歳, (19) - 30歳まで待って譲った例もある。一般的には嫡男が幼少の時には母親が筆頭人となり, 嫡男の成長を待って譲る例が多いとみられる。また後家が再婚して新しく夫を入れて夫に譲った例は, 後家も再婚して入夫に譲るのが認められるような社会的事情が存在したのではないか。女子相続人は倅が成長するか, 新しく夫を迎えて譲る中継人的な存在である事は越原村でも認められるのであるが, 単に中継人的存在ときめつける事には若干の事例からちゅうちょを覚える。大藤修氏は「女当主の成立事情をみると少くとも相続開始原因発生時において成人男子が見当たらず, 遺留家族が女性のみか男子がいても幼少の場合に限られている。女当主の場合はいずれ間もなく人を迎えるか娘の成人を待って婿養子を取り彼等に当主の地位を譲っており, あくまで中継相続人に過ぎなかった」とされているが, 越原村の場合, 上述の如くこれに該当しない事例の存在をみてきた。大口勇次郎氏は「母親を相続人に据えることによつて女性の家庭内における実質的な役割を公認していく方向にあった。……ここにおいて女性の相続人は男性の相続人の中継者としてだけではなく, 男子に代替できる相続人として自立的な活動できる余地を獲得したといつてよいだろう」とされている。越原村の場合, 女子相続人が筆頭人の期間が5年間以内の短期間の例が10件, 倅が10歳以下の場合が7件, 子弟なしが5件, 娘のみが3件というように適当な後嗣を欠いた場合が多く, 中継人的存在であることは否定できないが, 子供が20歳以上に成長しても女子が筆頭人を続けた例も少なからず存在し, 女子が長期間筆頭人を続けた例は単に中継的存在とのみいい難い事情が存在した。それには山村としての事情も考えられる。茶摘み, 紙すき, 煙草栽培, 養蚕等女子の労働に依存する事情が存在した。女子が家事に従事するだけでなく, 農間作業に積極的に従事せざるを得なかったことも女子の地位を単に従属的な地位に留めるのではなく, 女子も一家の筆頭人として男子に代わって存在し得た事情が考えられる。

おわりに (まとめ)

東濃白川流域の諸村の近世中期以降の家と女性について考察してきたが、要約すると以下の如くである。① 村落の人数、家数は白川上流に向かって開発の進んだ越原村の増加型、開発の余地が少ない神土村は漸増型、柏本5ヶ村は停滞型といえる。②、分地制限により分家、新家設立が困難となり、後期は本家、脇家、夜守屋、水呑屋の如く家格が維持せられ、無高、水呑等の零細農が増加した。③、家族形態は単婚、直系家族を中心に、それら小家族による農業経営であるが、複合家族が一部残在しても下人等隷属人による経営は解体した。④、分家困難なため一家に伯叔父母や年長の兄弟姉妹等の厄介者も同居し、また養い子、養娘等の擬似家族も抱えて一家の経営に従事し、平均家族数は6～7人で年季奉公人も次第にみられなくなる。藩への家中奉公はあっても都市への出稼ぎは少なかったのではないか。⑤、相続は長子相続が一般的であるが、後期から末期にかけて庄屋・組頭等の有産者層を除き、長子相続の比率が減少し二、三男相続など相続に余り拘泥しなくなった傾向がみられる。⑥、女性のライフサイクルをみると若くは15.6歳で嫁ぎ平均で20～22歳、時代が下るほど若くなり、夫婦の年齢差は7歳前後、出産児数は約5人であるが、乳幼児の死亡や他出を考慮するとこれを上廻ることが考えられる。不縁、離縁は宗門改帳では余り多くはないが、実態はこれを上廻るものとみられる。⑦、女子相続人は大部分、後家相続人で一般的には夫の死亡後、子が幼少であるか娘である場合が多いが、子が成長しても当主の地位を相当期間続けた場合もあって、女子相続人を中継相続人ときめつける事は困難である。

白川流域諸村は後期になると概して零細農中心の性格は否め難く、近世末の状況を明治5年(1872)の明細帳²³⁾で見ると、越原村は田畑屋敷35町9反余、家数189軒、平均1反8畝(無高23戸を除くと2反2畝)、神土村は48町7反余、家数は208軒、平均2反3畝(水呑10軒を除くと2反5畝)、柏本5ヶ村は33町2反余、家数105軒、平均3反2畝(無高25戸を除くと4反2畝)3村若干状況は異なるが零細農中心の山村といえる。柏本5ヶ村については近世末の定納米負担状況²⁴⁾(表13)をみても1～2石台が大部分で、持高は2～4石とみられ、所有反別とほぼ一

表13

定納米元帳(文政11)にみる定納米負担状況、柏本5ヶ村

	柏本村	下野村	宮代村	大沢村	久須見村	計	
定納米高	45 ^{石3斗余}	34 ^{石7斗余}	32 ^{石余}	55 ^{石3斗余}	10 ^{石1斗余}	177 ^{石6斗余}	
負担者数	17 ^人	17 ^人	10 ^人	30 ^人	6 ^人	80 ^人	
定納米負担の階層区分	6石以上	1 ^人				1	
	～5石	2		3 ^人		5	
	～4石				1 ^人	1	
	～3石	1		1	1	3	
	～2石	3	9 ^人	4	8	1	25
	～1石	8	8		16	5	37
1石以下	2		2	4		8	

註、文政11年(1828)の元帳であるが、負担者は貼紙の名は明治4年(1871)の戸籍帳とほぼ一致し、内容は明治初年のものとみられる。

表14 柏本5ヶ村の明治初期の製茶状況

去去年(明治4年)分製造高
製茶2,500斤内、上500斤、中、1,200斤、下800斤
製茶取調書上帳 明治5年(1872)
十ヶ年惣高 製茶 3万斤 此価3,750円
上 5千斤此価800円、100斤ニ付16円、右之内2万斤、信州売、
中 1万5千斤此価1,950円、100斤ニ付13円、1万斤加茂郡黒川村、太地村へ売
下 1万斤此価1,000円、100斤ニ付10円、
本年分壬申九月(明治5年)(1872)
製茶 3,200斤 此価468円
上 800斤 此価144円、100斤ニ付18円、右之内2,000斤加茂郡太地村へ売
中 1,200斤 此価180円、100斤ニ付15円、右之内1,200斤信州売
下 1,200斤 此価144円、100斤ニ付12円、
備考 1斤は160匁従って3,200斤は512貫

註 東白川村、柏本交告家文書による。

致し零細農が大部分を占めることを裏書している。従って農間余業の山稼ぎ、製茶、紙すき、養蚕等によって生計を維持せざるを得なくなった。その一端を5ヶ村の製茶状況をみると表14の如くで、1軒当たり4～5円の収入に相当し、(明治5年米10キロ36銭)生計に潤いをもたらした。これらの田畑や製茶、紙すきなど女子の労働にまつものが多かったと考えられる。

[付記] 成稿に至る間、史料閲覧の便宜を図られ、また御教示をうけた越原一郎学園長、史料閲覧を許された神土邦好家と柏本交告家及び研究費を助成された名古屋女子大学教育研究所に感謝したい。

文献, 註

- 1) 神崎彰利：家数人別改帳と宗門改帳，近世郷土史研究法所収，朝倉書店（1970）
大石慎三郎：江戸時代における戸籍について，近世村落の構造と家制度所収，お茶の水書房（1976）
速水 融：戸口、日本古文書学講座、近世篇Ⅱ所収、雄山閣（1979）なお寛永及び寛文年間の宗旨改帳は全国的にも若干報告されているが、美濃国にも寛文5年の吉利支丹宗門改帳が数村残っている。(岐阜県史、史料篇第4、9巻所収)
- 2) 速水 融：江戸の農民生活史、日本放送出版協会（1988）同氏には人口学的指標における階層間の較差、徳川林政史研究所研究紀要（1973年度）や歴史人口学の立場から諸論稿がある。
- 3) 東白川村越原、越原家文書、新修東白川村誌史料篇、東白川村（1980）にも所収
- 4) 東白川村神土、邦好家所蔵、以下神土村関係史料は同家所蔵文書による。
- 5) 東白川村柏本、交告家所蔵、以下柏本5ヶ村関係史料は同家所蔵文書による。
- 6) 越原村関係史料は東白川村越原、越原家文書（名古屋女子大学所蔵）による。
- 7) 関山直太郎：近世日本の人口構造、吉川弘文館（1958）
- 8), 10) 宮川 満：家族の歴史的研究、日本図書センター（1983）
- 9) 美濃国加茂郡越原村田畑屋敷反歩寄帳、享保20年3月、前掲越原家文書
- 11) 大竹秀男：封建社会の農民家族、創文社（1982）
- 12) 養い子、養娘の慣行については、竹内好美、家族慣行と家制度、恒星社厚生閣（1969）参照
- 13) 神土、邦好家文書、宗門地請一札之事 14) 同左 宗門歳附請取書
- 15) 前掲大石慎三郎：近世村落の構造と家制度ほか
- 16) 大石慎三郎：講座家族所収の家族の歴史、弘文堂（1973）
- 17) 近世女性のライフサイクルは多くの論究を参照した。若干例を挙げると森 安彦：宗門帳にみる近世女性のライフサイクル、歴史評論431号（1986）正岡寛司：近世末期農民の家族関係とライフコース、家族、親族、村落所収、早稲田大学出版部（1983）
- 18) 高木正朗：近世東北地方農民家族の世代的再生産と人口の構造、社会学評論131号（1982）
- 19) 柏本5ヶ村は明治4年2月15日の氏子改帳と同年11月10日の戸籍帳があり、戸籍帳は当歳児も記帳しており、正確に当時の家族状況を反映していると思われるのでこれに拠った。
- 20) 大口勇次郎：近世後期における農村家族の形態、日本女性史第3巻近世所収、東京大学出版会（1982）女子相続人については、宮下美智子：農村における家族と婚姻、上掲日本女性史所収
- 21) 前掲宮川満：家族の歴史的研究
- 22) 大藤 修：身分と家、講座日本近世史3、幕藩制社会の構造所収、有斐閣（1980）
- 23) 明治5年の明細帳は前掲越原村は越原家文書、神土村は邦好家文書、柏本5ヶ村は交告家文書
- 24) 前掲、交告家所蔵の文政11年「定納米元帳」による。ただし同帳の貼紙によって定納米納入の名は明治4年の氏子改帳、戸籍帳の筆頭人名とほぼ一致し、内容的には近世末期の状況を示す。